

育児介護休業法に基づく男性の育児休業取得率の公表

「育児休業等をした男性労働者の数」 1 名 ÷

「配偶者が出産した男性労働者の数」 1 名 =

「男性の育児休業等の取得率」 = 100%

2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日